

露清関係とローレンツ・ランゲ ——キヤフタ条約締結に向けて——

澁谷浩一

はじめに

一八世紀前半の露清関係史上に顕著な足跡を残した人物に、ローレンツ・ランゲ⁽¹⁾がいる。彼は一七一五—一六年の最初の北京への旅行以来二十年を越えて継続的に両国間の交渉に携わった。この時期は、ネルチンスク条約以後行われてきたロシアの官営隊商による北京貿易の行き詰まり、及び同条約で未画定だった外モンゴル・ロシア間の国境をめぐる諸問題について両国が交渉を重ね、一七二七年のキヤフタ条約によつて両国関係が新たな段階へと入つていく時期である。

当該時期の両国の交渉史については、G・カーアンの『ピヨートル大帝の治世（一六八九—一七三〇）』の露中関係史⁽²⁾に代表される古典的研究を始めとして、M・マンコールの『ロシアと中国——一七一八年までの両国の外交関係』⁽³⁾など欧米及びロシア（ソ連）の研究者の研究が幾つかある。これらの研究においてもランゲの活動はかなり詳細に取り上げられている。しかし、これらは主としてロシア側史料を用いたロシア側からの視点による研究

である。一九八一年に中国から『清代中俄関係檔案史料選編』第一編⁽⁴⁾が出版されるまで、中国側の史料が不十分であったことがその理由の一つであるが、ロシア側史料についてもその分析が十分であるとは言えない。ランゲの活動を知る最も重要な史料はランゲ自身の残した日記⁽⁵⁾であるが、そこでは清側の役人については多くの場合その役職名によつて記されている。これまでの研究においてはその人物比定はほとんど行われていなかが、これは清側の政府内部の動きをさぐるという点において不十分であろう。近年のキヤフタ条約締結に至る両国の交渉過程を扱つた柳澤明氏の研究によれば、この時期において交渉の主導権はロシア側よりもむしろ清朝側にあつたと⁽⁶⁾いう。本稿では、ロシア側の主要人物の一人であるランゲを取り上げ、ロシア側史料の再検討と新出の中国側史料により、ランゲの活動と彼への清朝側の対応を考察してみたい。それによつて、「交渉の主導権を握つていた」清朝政府内部の動きをある程度明らかにできるからであり、またこのよつたな検討を経ることによりランゲの果たした役割の重要性をより一層明らかにできると考へるからである。

ランゲの活動は長期に及ぶが、キヤフタ条約締結はその活動の一つの転機と考えられる。なぜならば、それ以前のランゲの活動がキヤフタ条約締結という形で結実したと考へられるからである。そのため、本稿ではキヤフタ条約締結に至るまでのランゲの活動を取り上げることにする。

なお、本文中の陽曆はすべて当時ロシアで使用されたユリウス暦である。

一 最初の北京行（一七一五—一七一六年）

露清関係史上に登場する以前のランゲに関する情報は極めて乏しい。シャフラノフスカヤ女史の論文⁽⁷⁾によつてランゲについての断片的情報を整理してみると、①スウェーデンの技師である、②ピヨートル一世の世話でベルリンで語学を学んだ、③ピヨートル一世の医師アレスキンの養子であった、④ストックホルム生まれで、ロシアへ来て海軍中尉となつた、ということになる。『一八世紀の露中関係、史料・文書集』第一卷所収のランゲ自身の報告書にはドイツ語からの翻訳が多く含まれていてことなどを考え合わせると、スウェーデン出身のドイツ系あるいはドイツとなんらかの関わりがあつた人物であるとみてよいであろう。

さて、ランゲの最初の北京行であるが、彼自身の残した日記によればペテルブルグ出発が一七一五年八月一日、翌年八月一四日によつやくセレンギンスクに到着している。セレンギンスクでは後述する國理琛の出迎えを受け、一一月一一日に康熙帝のいる暢春園に到着した。

この北京行の目的は主として二つあつたと言われる。ランゲの正式任務はイギリス人医師トーマス・ガーヴィンの護送であつた。よい医者がいたら送つて欲しいという清側の要求については、一七一五年八月一五日付けのシベリア県知事ガガーリンが清側近侍大臣にあてた手紙に

康熙五十一年に貴大臣等が我が商務監督ピイエテラ・フティヤコフ〔ニピヨートル・フジャコフ〕に、一人の良い医者をさがして遣わせ、と伝えた言葉を我が商務監督は帰つた後私に告げた。さらに、貴方等が

アユキのところに派遣した使臣らは、貴ロシア国の良い医者を我が大国へ遣わせ、と私に告げたのである。そこで我がロシア国の治療する事のできるアングリヤ〔イギリス〕国の医者ドマス・ハルフィンを選び、さらに我がロシア教にまだ改宗していないカルマニヤ〔カルマン〕国の医者ロリヤンス・ランへに付き添わせ、我が五名のロシア人を随行させて貴国に遣わしたのである。……⁽⁹⁾

とあることによつてわかる。清朝がアユキ汗のもとへ派遣した使節というのは図理琛使節団をさす。図理琛ら一行は一七一二（康熙五十二）年から一七一五（康熙五十四）年にかけてロシア領内を通つてボルガ川流域のトルグート部へ派遣された。この使節団の目的は、表面上トルグート部のアユキ汗の甥のアラブジュールー彼はチベットからの帰路ジュンガルに遮られてやむなく北京に立ち寄つていた—の返還方法についてアユキ汗に連絡を取ることにあつたが、その他、ロシア国内の内情視察、ジュンガルへの奉制といった目的があつたと言われる。また、吉田金一氏によれば、トルグート部に対する東帰勧誘の密命もあつたといふ。⁽¹⁰⁾ 図理琛は帰國後、清朝の対ロシア関係事務に関与し、ランゲとも関係を持つことになる。⁽¹¹⁾ さて、この手紙においてはランゲも医者ということになつてゐる。この手紙は他ならぬランゲ等一行によつて送り届けられたものであり、前述のように医者の養子だつたという情報もあるから、ランゲが多少の医学的知識を持っていた可能性を示唆しよう。もう一つこの史料で注目しなければならないのは、ランゲがギリシア正教徒ではなかつたという事実である。スウェーデン出身であり、ドイツとつながりを持つ—この史料からもそれは裏付けられよう—ところから考えてランゲはプロテスタンントである可能性が高いが、この点には注意が必要である。

さて、ランゲ等は暢春園到着の翌日、さつそく康熙帝に面会を許された。宮廷のイエズス会士達（キリアン・ストゥンプフとドミニク・パランナンの名をランゲは記している）は通訳としてランゲに付き添い、ランゲ等に厚遇を約束した。⁽¹²⁾ ガーヴィンもそのロシアへの帰還にあたって自らの受けた待遇に対し感謝の意を表明しており、このことは一行がかなりの待遇を受けたことを物語っている。ランゲ等の帰還にあたって理藩院がカガーリンにあてた文書には、ガーヴィン等一行が庫熙帝の要求に応じて來た者であつて貿易が目的ではないこと、故に共に來たランゲ・護衛兵・従者の全員に賞賜を与えること、出迎えに行かせた國理琛を再び派遣して護衛の任に当らせることが述べられている。⁽¹⁴⁾

さて、この時の北京行のもつ一つの任務と言われるのは、様々な中国の製品—ペテルブルグの宮殿用の陶磁製の炉（ストーブ）を含めて一の入手である。⁽¹⁵⁾ 事実、ランゲはイエズス会士を通して陶磁製の炉を手に入れようとしました。康熙帝はこの要求に答え、キリアン・ストゥンプフに命じて木の模型を作らせ、一人の役人を陶磁器の産地に派遣したのである。この役人は一七一七年（翌年）の八月までには北京に戻つて来るよう努力する、とランゲに語っている。⁽¹⁶⁾ 中国側の史料によれば、ランゲは康熙五十六年五月中旬には北京を出発しており、⁽¹⁷⁾ ランゲはこの炉の完成前に出発した可能性が高い。たとえこの炉が完成されロシアに送られたとしても（康熙帝は完成した

ら送ると約束しているのだが）それはランゲのロシア到着のかなり後になつたはずである。帰路の旅程については詳しいことはわからないが、遅くとも一七一八年一月までにはロシアに帰着していたらしい。⁽¹⁸⁾ その他、ランゲには中国に関する情報を収集するという任務も与えられていたと考えられる。⁽¹⁹⁾ また、スカチコフはこの使節行の主

要目的を「露中関係拡大についての交渉の可能性の調査」に置いている。⁽²⁰⁾

ランゲに与えられた任務のうち、どれが最も重要なものであつたかはここでは即断できないが、後にランゲが隊商に關係する職務に就くようになったことを考えると、やはりピヨートルのために中国の物産を入手したことが評価された可能性は高い。しかし、この時の使節行が、康熙帝の意向に沿つた友好的なものであつたということは重要である。なぜならば、この使節行によつて清側はランゲに對して好印象を持つたと考えられるからである。このことはこの後のランゲへの清側の対応を考察する中で明らかとなるであろう。

二 イズマイロフ使節団への参加（一七一九年七月—一七二一年三月）

イズマイロフ使節団派遣の最大の目的は、中国との通商關係の改善にあつた。清側から出されたロシアの北京貿易の問題点—ロシア商品の供給過剰、ロシア商人による不正・暴行、隊商往復の際の清側の負担—に対する解決策を用意し、通商條約の締結を意図したのである。⁽²¹⁾最初の使節行からロシアに戻つていたランゲはこの使節団に書記として参加することを命じられた。ただし、ランゲにはさらに、使節団帰還後も領事^{consul}として中国へ残り、ロシア隊商の貿易の面倒を見るという任務が与えられた。これは清側から指摘されたロシア商人の不正・暴行という問題の解決策であった。使節団はペテルブルグを一七一九年七月一六日に出発した。一七二〇年五月一三日にはイルクーツクにおいて一月七日付けの外務省からの追加指令を受け、五月二八日にセレンギンスクに到着した。六月二四日には清側の役人岡理琛がセレンギンスクに着いた。ランゲとは三年ぶりの再会である。康

熙五十九（一七二〇）年六月三日付けの図理琛の上奏文によれば、図理琛がセレンギンスクへ到着して得たロシア使節に関する最初の情報は、かつて西洋の医師ガーヴィンとともに北京に来たラングが再び使節としてやって来たというものだつた。⁽²⁴⁾ この時の図理琛の本来の任務は清のジュンガル討伐のことをロシア側に伝えることになり、イズマイロフ使節団の到着を北京に伝えた後は使節団受け入れのことを任せられるようになつたのである。イズマイロフ使節団の北京入城までの間に、図理琛はイズマイロフと何度も会談を持った。ジュンガルから清に派遣された使節をめぐつて両者が険悪な状況に陥ることもあつたが、この時、両者の仲介役を演じたのがラングであつた。図理琛はラングに対しても好意を持っていたようである。⁽²⁵⁾ イズマイロフ使節団は一月一八日に北京に到着した。康熙帝への謁見を問にはさみながら清側との交渉は行われた。ラングは常にイズマイロフとともに交渉の場において、書記としての役割を果たした。ラングはかつて医者のガーヴィンを送ってきたことにより康熙帝から「古い友人」と見なされたようである。⁽²⁶⁾ 交渉は難航した。イズマイロフがイストラニコフ隊商の北京入りと通商条約の締結を求めたのに対し、清側は北京貿易の問題点をあげて難色を示したのである。イズマイロフは指令通りに、隊商の問題点の解決のためラングを北京に滞在させることを提案した。このイズマイロフの要求に対して、理藩院は一月六日付けの文書のなかで、ラングはただ商人を監督するだけであり、セレンギンスクに居て、隊商といつしょに北京へ来ればよいと述べ、ラングが北京に残ることを認めようとしなかつた。これに対しイズマイロフは、一月一〇日に理藩院に送った文書の中で、ラングの任務には単に商人の管理だけではなく、今後あるであろうロシア皇帝陛下の勅令を清朝皇帝に伝えるという任務があることを主張している。⁽²⁷⁾ この後、イ

ズマイロフは清側が主張したモンゴルにおける逃亡者問題の解決のために、彼自身の名でシベリア県知事に伝えることを了承し、それと引き換えという形でイストプニコフ隊商の入京とランゲの北京滞在が認められたことになった。ランゲの滞在許可は、一月七日に大臣達の言葉を伝えるという形で一人の役人によって口頭でもたらされた。九日にはズマイロフの、康熙帝がランゲの信任状を受け取るのかどうかという問い合わせに対して清側役人は言葉を濁しており、一〇日にはランゲの滞在費用は中国側が持つことが告げられている。翌一一日に清側の最終回答として十箇条からなるロシア語文書がズマイロフのもとへ届けられたのだが、そこにはイストプニコフ隊商の北京入りを認めた条項はあつたが、ランゲに関する話題は一言も触れられていないなか⁽³⁰⁾。ところが、二月二三日の康熙帝への謁見において、ズマイロフは皇帝自身の口からランゲの滞在を保証する言葉を聞いたのである。この時康熙帝は、「ランゲに対するこのような恩恵を見てロシア人達が彼を中傷しないように」と語り、さらに、ランゲの信任状についてもズマイロフ帰還後に受け取ることを示唆する発言をしていて⁽³¹⁾。ランゲの北京滞在許可には、康熙帝のランゲに対する個人的な好意が働いていたことがうかがえよう。

ズマイロフの報告書には、この時交渉に当つた清側の大臣がその役職名によつて記されている。交渉は理藩院が担当したが、当時の理藩院尚書は隆科多であり、*алтамаба* と記されている。⁽³²⁾ 隆科多は満洲鑲黄旗人で、孝懿仁皇后の弟、すなわち康熙帝の義弟、後の雍正帝の叔父にあたる人物である。彼は当時歩軍統領でもあつた。⁽³³⁾ 同じくズマイロフの報告書に *асханема* と記されている人物は理藩院侍郎を指すと考えられるが、当時の理藩院左侍郎は拉都渾、右侍郎は特古忒であり、いじではどちらを指すのか特定できない。また、理藩院の役人ではな

いが注目すべき人物に *автором* と記されている大学士馬齊がいる。⁽³⁶⁾ 馬齊は満洲鑲黄旗人で、ネルチンスク条約締結の時、当初行われる予定であつたセレンギンスクでの講和会議のメンバーにも入つていた。⁽³⁷⁾ その後理藩院尚書も務め、康熙三十八年に大學士となり、同四十七年にはロシア文翻訳者養成のためのいわゆる内閣俄羅斯文館の設立に中心的な役割を果たした。⁽³⁸⁾ 翌四十八年に康熙帝の立太子問題をめぐつて失脚したが、同年十二月にロシア隊商が来た時その管理を命じられ、同五十五年には再び大學士になつてゐる。馬齊がロシア関係の事務に詳しかったことは、康熙四十八年にそれを理由に復帰していることからもうかがわれるが、康熙五十六（一七一七）年九月六日付けの理藩院からガガーリンにあてた文書に付された内閣原注には

……ロシアのガガーリンに送る文書を大學士馬齊が改め作り謹んで摺子に書いた後、……奏覽したところ、
旨：「この改めたことはよい」とあつたので……⁽⁴⁰⁾

という一節がある。この時初めて清側はロシア隊商受け入れ拒否の方針を明確に打ち出したのであり、「この決定に馬齊の意見が反映されていることは明らかである。対イズマイロフ交渉においても馬齊が清側の政策決定に関与していたことは間違いない。また、康熙帝がイエズス会士達を優遇したことは有名であるが、馬齊や隆科多といった清側の高官達もまたイエズス会士達とかなり親しかつたようである。⁽⁴¹⁾ イエズス会士は清朝の対ロシア交渉において、通訳あるいは文書の翻訳に携わつており、北京滞在中のイズマイロフのところにも単独で、あるいは清側の大臣と一緒にしばしば訪れている。イエズス会士はヨーロッパと中国を結ぶ新たなルートとしてロシア国内の通過を希望しており、そのため、北京に來たロシア使節に奉仕するところがあつたのである。⁽⁴²⁾ また、「

の使節団に同行したスコットランド人医師 J・ベルの日記によれば、ランゲはベルとともにイズマイロフとは別にしばしばイエズス会士達を訪問しており、⁽⁴³⁾ ランゲが積極的にイエズス会士達と親交を結ぼうとしていたことがうかがわれる。イズマイロフ使節団は、その主目的である通商条約の締結を果たすことができないまま、一七二一年三月二日、北京を出発した。ランゲは途中まで一行を送った後北京に戻った。

三 北京滞在（一七二一年三月～一七二三年七月）

北京に滞在した十七ヶ月間のランゲの活動については、すでにマンコールによつてかなり詳細に明らかにされている⁽⁴⁴⁾が、ここではランゲの清側役人との交渉に焦点を絞つて論じてみたい。

ランゲは康熙帝に対し信任状を提出し、独立の領事館を開設しようとしたが、そのどちらも結局果たすことはできなかつた。最後まで会同館（いわゆるオロス館）⁽⁴⁵⁾に居住させられ、建物の修理もままならなかつた。食料は清側から供給された。ランゲは朝貢使節と同等の扱いを受けたのである。

ランゲが最初に清側大臣との接触を図ろうとしたのは一七二一年四月一四日に理藩院尚書隆科⁽⁴⁶⁾多を訪ねて、信任状受け取りについての康熙帝への取り継ぎを頼んだ時である。隆科多は殷勤にランゲを迎えたながらも康熙帝に伝えることは拒んだ。同月一六日、ランゲは「理藩院尚書から得たよりも私の業務に有利な解答を得ることを期待して」今度は大学士馬齊⁽⁴⁷⁾を訪ね、面会を求めたが、この時は門前払いを食わされてしまつた。⁽⁴⁸⁾

同月一七日、ランゲは一人のドイツ人イエズス会士（最初の北京行の時からの友人）を訪ね、彼の口から、康熙

帝がランゲの北京滞在を許可したことについて主要な役人たちが反対だったこと、皇帝の意思にはさからえない
ので彼等もランゲの北京滞在について次第に慣れるであろう、という内容のことを知らされた。⁽⁴⁹⁾ ランゲの北京滞
在の許可を決定する段階において、滞在許可に反対する意見が大臣側にあつたことがここからわかる。最終的に
は康熙帝自身の意思によつてランゲの滞在は許可されたのである。

ランゲは北京滞在の間に何度か康熙帝の謁見を受けた。二回目の五月八日、熱河の離宮へ向かう途中での謁見
では、ランゲは康熙帝から熱河の離宮に来ることを勧められている。⁽⁵⁰⁾ 八月になって康熙帝から熱河來訪を促す命
が届き、ランゲは熱河へ赴いた。ここでランゲはイエズス会士達から、イストブニコフ隊商—イズマイロフとの
交渉で北京入りが許可されていたーの北京入りを遅らせようという動きのあることを知る。大学士馬齊が、宮廷
が北京に戻るまで隊商を国境付近の砂漠に野営させるよう皇帝に進言することを決めたというのである。その理
由は、隊商が北京に到着した時に、隊商の監督から受け取るはずの贈り物が他人の手に渡るのを恐れたからだと
いう。結局この時は理藩院尚書隆科多を通じて皇帝が自由な取り引きを命じたことが伝えられ、馬斎の企ては阻
止された。ランゲは九月三日北京に戻った。⁽⁵¹⁾

九月二九日、イストブニコフ隊商が北京に到着したが、それから約二ヶ月の間隊商は監禁状態に置かれ、自由
な取り引きが許可されなかつた。宮廷から派遣された役人が、皇帝用の品物と称して商品の安価での買い付けを
要求したのである。ランゲは一月五日、狩りから戻る途中の康熙帝に北京北郊の湯泉（湯山）の行宮で謁見の
機会を与えられた。

……皇帝は「私はヨーロッパからのニュースを知った。それは、ツアーガ……スウェーデンと講和したといふものである。」と言つた後で、私に「隊商が到着してからどのくらいになるか。」と尋ねた。これに対しても私は「隊商は実に九月二七日に着きましたが、しかし、それ以来コミッサル（監督）は取り引きの許可を未だに得ていません。」と答えた。これに対し、皇帝は私をさがらせ、風呂に行つた。⁵²⁾

北方戦争の講和会議であるニスターの会議はこの年の四月から始まっており、その第一報が伝えられたのであろうか。康熙帝がヨーロッパの情勢に興味を示している点は興味深いが⁵³⁾、隊商の問題については何も語つていない。一月一八日には馬斉が初めてランゲのもとを訪れた。ランゲは馬斉に、取り引きの許可を求めたが、馬斉は、このことは自分には関係のないことであり、理藩院へ申し入れるべきであることを告げている。⁵⁴⁾馬斉自身も自由な取り引きが開始される前に有利な価格で商品を手に入れようとしたのである。先に隊商の北京入りを遅らせようとする馬斉の企てについて述べたが、結局馬斉が北京に戻るまで隊商の自由な取り引きは許可されなかつたのである。

一月二二日にランゲは理藩院に対し、正式に抗議の文書を提出しようとしたが、理藩院はその文書の受け取りさえも拒否した。文書受け取りを拒否する理藩院尚書の言葉一役人を通じて伝えられた一では、通商が中国においては価値のないものとみなされていること、現在の隊商（イストプニコフ隊商）の入国が長く許可されなかつたことが述べられた後に、

……もし、皇帝自身がイズマイロフ氏の何度も懇請によつて促されなかつたならば、絶対に間違ひなく今

の隊商の中国への入国は許可されなかつたはずである。……⁽⁵⁵⁾

という一節がある。この後さらに、自らの利益ばかりを追い求めるロシア商人に対する不満が述べられているのだが、この理藩院尚書の言葉から、イストプニコフ隊商の入京許可の決定過程においても大臣レベルでの強い反対意見が存在したことがうかがわれる。

同月二十五日、ランゲは状況を開拓するために、これまでランゲ達の滞在する会同館の警備を担当していく、この度皇帝の恩寵を復し「モンゴルの軍隊の長」及び「宫廷の高官」になつた一人の人物を訪れた。これは康熙六十（一七二二）年十月に内務府總管に、同年十一月に蒙古鑲白旗都統になつている馬齊の実弟馬武を指すと思われる。⁽⁵⁶⁾ ランゲは馬武について、最も信頼できる人物であり、イエズス会士も同意見であると書いている。⁽⁵⁷⁾ 馬武はランゲの訴えに対して、自分の兄弟の行為に驚きを示し、宫廷に行つて状況を調べることを約束している。二七日に馬齊は再びランゲのもとを訪れ、宫廷用に安い価格で品物を売るよう迫つたが、ランゲは価格を決めるのは自分ではないとして断つた。⁽⁵⁸⁾

馬武の働きかけがあつたのだろうか、一少くともランゲはそう考えた——二月二日になつて遂に自由な取り引きが許可されるに至つたが、なお妨害は続けられた。取り引きされた商品はすべて役人によつてチェックを受け、皇帝所有のクロテンの皮を安い値段で売り出すという露骨な手段も行われた。また、隊商の宿舎に出入りする商人には税金がかけられた。ある役人によれば、税金をかけることを許可しているのは馬齊であり、皇帝はそれを知らないし、皇帝にこのことを告げる者はいない、とのことであつた。⁽⁵⁹⁾ これらの妨害行為の背後にも馬齊の

影響力があつたことは明らかである。しかし、役人が許可する範囲内ではあつたが、取り引きそのものは継続されたようである。

明けて一七二二年、二月二〇日には朝鮮商人が取り引きにやつて来たが、役人の妨害を受けてまともな取り引きはできなかつた。⁽⁶⁰⁾ そして四月六日、隊商が砂漠に残してきた馬を小屋に入れてやるために派遣する人に護衛を付けて欲しいと理藩院に申し出たところ、理藩院はランゲがモンゴル人を通じてセレンギンスクとの間で秘密通信を行つてゐるという疑いをかけた。この時の役人を通じて伝えられた理藩院尚書の言葉の中に次のようない節がある。

……なぜならば、私はモンゴル人がこのよくな「秘密通信の手助け」ということに従事し得る人々であり、また、ロシア人がこのよくな場合に金を惜しまないことを知つてゐるからだ。……⁽⁶¹⁾

モンゴル人・ロシア人に対する清側の不信感がここに示されていると言えよう。四月一六日にはトシェットハーンによつてウルガ（庫倫）からのロシア商人追放の情報がランゲのもとへもたらされている。庫倫は両国の個人商人の取り引きが許可されていたところである。⁽⁶²⁾ この時到着した急使から、ランゲはこれまで清側がロシアからの文書の受け取りを拒否していた事実を知らされたのである。そして、五月四日の夜、ランゲは夜の十一時に突然理藩院尚書の呼び出しを受け、ロシアからの手紙の内容を清側に知らせるべきこと、及び北京から隊商と一緒に帰るべきことを正式に告げられた。⁽⁶³⁾ ただし、それ以前の二月一四日、イストプニコフとともに馬斎から夕食に招かれた時、その席での馬斎の口ぶりから、自分が隊商とともに帰されることが決定済みであることをランゲは

すでに感じ取っていた。⁽⁶⁴⁾

ランゲは五月九日、①信任状の受け取り②トシエットハーンによるロシア商人への不当な取り扱い③ロシアからの手紙の国境での足止め④自分への退去命令をツァーにどう説明すればよいのか⑤帰りの旅費、の五点について理藩院に説明を求めた。⁽⁶⁵⁾しかし、これに対するはつきりした回答は与えられなかつた。ランゲは北京から退去せざるを得なくなつたことを悟り、五月一四日に馬斉のもとに使者を送り、面会を求めた。馬斉は老齢を理由にこれを断つたが、ランゲは翌日には自ら馬斉の家を訪ね、召し使いを通じて伝えられた「理藩院へ行くべし」という馬斉の言葉に対し、「第一大臣としてのあなたに話をしに来たのだ」と言って強硬に食い下がり、遂に面会することに成功する。この会談でまずランゲは、隊商及び自らに対する清側の処遇に抗議を行つた。これに対し、馬斉は、ロシア側が国境問題の解決を引き伸ばしたことを非難し、隊商が監禁されたのは今までと違うことを行つたからである（商品に高い値段を付けたことを指すと思われる）と主張した。続いてランゲは、北方戦争の講和について触れ、対中国関係においてロシア側の武力行使もあり得ることを示唆したのである。ランゲの言葉に馬斉はかなり驚き、

汝はこのような形で私に言う権限を与えてゐるのか。ロシアの宫廷からそんなことは知らぬと言われる恐れはないのか。……

と述べている。ランゲは文書にして提出してもよいと答え、自分の意図が両国間の平和にあることを強調している。馬斉は皇帝が一度決めたことは変えられぬ、と答えただけであつた。⁽⁶⁶⁾同日、ランゲは内務府総管馬武を訪

ね、これまでの親切の礼を述べた後、馬斉に話した内容と同じことを一口調はより穏やかだったと思われるが一話した。この時馬武は、ロシア側の逃亡者返還についての対応の遅さが北京出発命令の原因であることに触れ、康熙帝が大臣達から、ランゲに帰還を命じるよう説得されてきた事実を指摘した。⁽⁶⁷⁾ 馬武の言葉を信じるとすれば、ランゲの帰還命令は、康熙帝の意思というよりも、最初からランゲの北京滞在に反対だった大臣達の意見が通った結果であるということになろう。

翌一六日には熱河へ行く途中の康熙帝に面会すべく出掛けたが、今回は直接の面会は許されず、イズマイロフに託したことと同じことをツァーに伝えるべきこと、ヨーロッパから何かニュースがあつたら国境から伝えてほしい、というメッセージが伝えられただけであつた。このメッセージが伝えられる直前にランゲは隆科多に会っている。隆科多はランゲに優しい言葉をかけ、逃亡者の返還を促進するよう要求した。⁽⁶⁸⁾

この後北京に戻った数日後、セレンギスクの清の役人からジュンガルーロシア間の使節往来の情報が北京に届いた。理藩院から多くの使者が派遣され、ランゲにこのことについて詰問した。⁽⁶⁹⁾ ジュンガルとロシアとの間で使節の交換が行われていたのは事実であったが、⁽⁷⁰⁾ ランゲは自分が商業上の任務にあることを理由にこれについては知るところがないと主張している。これは正直なところだったと思われる。

七月九日、隆科多との最後の会見が行われた。ランゲは隆科多に呼ばれて理藩院に赴いたのだが、門前で迎えた隆科多は開口一番、ランゲの働きによって今回の隊商では両国の商人が争うことなく取り引きが終了したこと、ランゲの行動には皇帝も大臣達も満足していることを告げている。⁽⁷¹⁾ このランゲの記述を信用すれば、ランゲ

はその本来の任務である隊商貿易の監督という任務を果たしたことになる。北京における不正・暴行という清側がロシア隊商の受け入れを拒否した理由の一つを、ロシア側はクリアしたわけである。この後、ラングは庫倫（ウルガ）からのロシア隊商追放について説明を求めたが、隆科多はトシエットハーンが命令したことであるとして取り合わなかった。ラングが、自分とセレンギンスクまで同行する役人一人、國理琛がその任に当ることになつていた一にウルガを行つて調査するよう命じて欲しいと要求すると、隆科多は

我々には自分の判断に対しても責任を持つような決定をする人はいない。彼などは単に読み書きができるに過ぎないのだ。⁽²⁾

と答えていた。國理琛は當時兵部郎中であつた。さて、この時の会談で隆科多は過去のラングに対する自分の行動（砂漠への人の派遣に護衛を付けて欲しいという要求を断つたこと、ラングあての手紙の内容を知らせるようにせまつたこと）について弁解し、ラングが清側に対して悪い印象を残さないようにつとめている。もちろん、これはラング側の記述からうかがわれることであつて、ある程度差し引いて考えるべきであるが、ジュンガル・ロシア間の使節往来の情報を入手した後でも清側がロシア側に気を使つていてる様子がうかがえる。ラングは一二日に北京を出発し、隊商と別れて康熙帝に暇乞いするために熱河に向かつた。熱河において康熙帝は、イズマイロフの帰国後長時間が経過しているにもかかわらず、逃亡者問題についてロシア側からまだに回答がないことに不満の意を示した上で、和平に対する変わらぬ希望をツァーに伝えるよう表明し、ラングは一言一句伝えることを約束している。⁽³⁾

以上述べてきたところから、ランゲの北京滞在の清側の政策上の位置付けを考えてみたい。マンコールは清側によるランゲの北京滞在の許可は、清の対露交渉継続への意思の象徴であり、ランゲの追放も交渉を始める手段であつたとする。また康熙帝はジュンガルとロシアの間の使節の往来を知り、ランゲを追放することによってロシア側に抗議しようとしたのだ、とする。⁽⁷⁴⁾これまで見てきたところによれば、馬賈を中心とした清側の大臣の間には、ランゲの滞在もイストブニコフ隊商の入京も認めない、すなわち柳澤明氏言つところの通商停止政策の継続という強硬意見が強く存在した。これに対し康熙帝は最終的にそのどちらも認める判断を下した。ランゲの北京滞在許可については康熙帝の個人的優遇という要素が大きいと言える。一方、清側がランゲに帰還を命じた原因についてあるが、ジュンガル－ロシア間に使節の往来があつたという情報が北京に伝えられたのは、ランゲに対する退去命令が正式に伝えられた後のことだったのである。清朝の対ロシア政策決定においてはジュンガルの動向が大きく影響を与えていることは動かしがたい事実であるが、それは帰還命令の直接の原因とは見なせない。清側から見ればランゲはあくまでも商人の取り引きを監督するために滞在を許可されたのであり、取り引きが終了した以上、ランゲへの退去命令は当然のことであった。康熙帝としては、ランゲが北京に滞在している間にロシア側から逃亡者問題についての何らかの回答があるものと期待していたのである。ロシア側から何も回答がない以上、大臣達が主張する通商停止政策の継続に反対する理由はないはずである。ただ、ランゲの北京からの追放は、結果的にロシア側に対する抗議となつたはずであり、その意味においてはマンコールの指摘もうなづけるといえよう。

ロシア側にとってのラングの北京滞在の意義については、その後のラングの活動を述べる中で明らかになつていくであろう。

四 セレンギンスク滯在（一七二二年九月～一七二六年四月）

セレンギンスクに到着したラングに対し、具体的な指示はすぐには出されなかつたようであるが、北京追放以前に送つた報告によつて、ラングにはすでに新たな任務—逃亡者問題の解決—が与えられていたのである。シベリア県知事チエルカスキーに対して逃亡者の返還についての具体的指示が出されたのは、ちょうどラングが中国を離れた直後の一七二二年七月二〇日であつた。この日の外務省の決定では北京に居るラングに対しても、この問題について清側に提案を行つよう指示が与えられているのである。⁽⁷⁵⁾ このことをラングが知つたのは、翌一七二三年の四月一日にチエルカスキーの命を受けたトボルスクの貴族ステファン・フェフィロフ（彼には逃亡者問題についての調査が命じられていた）がセレンギンスクに來た時であつた。⁽⁷⁶⁾ 指示はあくまでも北京に居るラングであつてになつてゐたのだが、この時点では逃亡者の問題について清側と交渉にあたる任務がラングに与えられたと言つてよい。

ラングがセレンギンスクに到着する以前から、清側の役人は逃亡者の問題や国境問題解決の要求のためにセレンギンスクをしばしば訪れている。ラングの到着後もセレンギンスクやイルクーツクを清側の役人が訪れてゐるが、これらの役人達との間にどのような交渉がなされたかは明らかではない。清側は一方で国境地帯の警備強化

と予備調査をすすめていた。⁽⁷⁷⁾

ランゲが逃亡者返還問題についてセレンギンスクにやつて来た清側の役人と交渉を持ったのは、一七二三年一月のことである。この時、清側からは理藩院員外郎衆佛保及び鼐格の二人が派遣されて来たが、ランゲはフェイロフによる調査が未完了なこと、役人が理藩院からの文書を有していないことを理由に逃亡者の返還を引き伸ばしている。⁽⁷⁸⁾

逃亡者返還に関する本格的な交渉は、ランゲによる調査完了の知らせを受けて清側から派遣された領侍衛内大臣鄂倫岱、理藩院尚書特古忒との間で一七二四年七月に行われた。⁽⁷⁹⁾ この交渉の結果、八十四名（清側史料では九十八名となっている）の逃亡者が清側に返還されたのである。この交渉の最中にランゲのもとへ一月二〇日付けの元老院の指令が到着したが、それは、ランゲと新たに派遣されたアホルツ中佐に国境と逃亡者の問題に関する権限を付与するというものであった。ランゲはアホルツの到着にはなお時間がかかると主張し、鄂倫岱と特古忒は引き渡された逃亡者を連れてしぶしぶ帰途に着いた。結局ランゲ等に付与された国境・逃亡者問題解決についての権限は、さらに階級の高い人物を使節として派遣することになったため、凍結されることになった。しかし、この時、ランゲによつて逃亡者の返還が行われた（清側にとって不満な数字ではあったが）ということは重視されるべきである。キヤフタ条約締結交渉の全権に任命されたヴラディスラヴィチへの指令の中には、この時ロシア側が逃亡者の返還を行つたことを清側に想起させるべし、という一項があつたのである。⁽⁸⁰⁾

五 ヴラディスラヴィチ使節団への参加（一七二六年四月～一七二七年九月）

サヴァ・ルーキッチ・ヴラディスラヴィチ・ラグージンスキイを全権大使とする使節団は一七二五年一〇月一日ペテルブルグを出発した。ヴラディスラヴィチはヨーロッパを中心にして通商・外交に携わって来た人物であり、ランゲはその補佐役に指名されたのである。ヴラディスラヴィチに与えられた訓令は四十五個条にわたる詳細なものだつたが、その主たる内容は、①貿易の再開②地図を作成して国境を画定すること③逃亡者問題の解決④ギリシア正教会の設立と聖職者の滞在、の四つであった。⁽⁸¹⁾ 訓令の第四十一項では、ランゲを北京に帯同し、もし許されれば彼をそこに残すべきことが指示されていた。⁽⁸²⁾ ランゲが合流した使節団は北京に向かった。ランゲにとつては約四年三ヶ月ぶりの北京訪問であつたが、その間に清朝中央はかなりの変化を見せていた。

まず第一に、康熙帝の死と雍正帝の即位である。康熙帝の死については、ランゲは北京退去の際のこの皇帝への最後の謁見において帝の健康状態を観察し、すでにある程度予想していた。⁽⁸³⁾ そしてセレンギンスクに滞在していたランゲは、康熙帝の死と雍正帝の即位の情報をロシア政府にいち早く報告している。⁽⁸⁴⁾ ランゲと関係のあった中国側の役人達にも、新たな皇帝の即位によつて変化があつた。理藩院尚書隆科多は雍正帝の即位とともに總理事務四大臣の一人に任命され、一等公に封ぜられ、吏部尚書の職を受けられた。雍正元年三月には太保の銜を加えられ、二年六月からは理藩院事務も兼任し、舅舅と称されたその権勢はまさに絶頂にあつたといつてよい。⁽⁸⁵⁾しかし、年羹堯と結んで朋党をなした罪により、その地位は危ういものになつた。雍正帝は隆科多をジュンガル及

びロシア方面の国境画定の任に当らせ、任務をうまく果たせばその罪を許すこととしたのである。⁽⁸⁶⁾ 理藩院尚書としてロシア関係の事務に当ったかつての経験が買われたのである。一方、大學士の馬齊は雍正帝即位後、隆科多とともに總理事務四大臣に任命され、引き続き大きな権力を握っていた。⁽⁸⁷⁾ また、康熙年間ロシアからの使節の送迎及び文書の送達を任せていた感のある図理琛は、雍正年間に入ると広東布政使、陝西布政使、陝西巡撫を歴任している。⁽⁸⁸⁾

さて、ラングを含めた使節団一行は、国境付近で隆科多及び散秩大臣・伯四格の出迎えを受けた後、⁽⁸⁹⁾ 一〇月二一日に北京に到着した。ただし、同行した隊商は交渉の完了まで入京を許されなかつた。⁽⁹⁰⁾ 北京において交渉に当つた清側の主な大臣は、兵部右侍郎として中央に戻つた図理琛、理藩院尚書特古忒、吏部尚書查弼納の三人であつた。ラングが図理琛と面識があつたことは言うまでもないが、理藩院尚書特古忒もセレンギンスクでのラングの交渉相手であつた。交渉は難航したが、三月二一日までによつやく基本的同意がなされた。その主な内容は以下のようなものであつた。ネルチンスク条約で未画定の東部国境については今回も未決とするが、その他の国境については、両国の委員によつて画定され、逃亡者はその地において引き渡される。二百人の規模のロシアの隊商は三年に一度、自らの経費において入京を許される。国境の一地点に新たに交易場が設けられる。僧侶の入國、オロス館内における教会の建設が認められる。領事としてラングが北京に滞在することは認められなかつた。⁽⁹¹⁾ 以上の合意に基づき、国境画定を行つたため、ラングを含めたヴラディスラヴィチ一行はセレンギンスク近くのブーラに向かつた。

ブーラにおける国境画定のために清側から派遣されたのは、隆科多、図理琛、四格、そして、モンゴル人額附・策凌であつた⁽⁸²⁾。ランゲはブーラへ向かう途中、図理琛との間に何度も交渉を持った。この交渉の模様は雍正五年七月十八日付けの兵部右侍郎図理琛等の奏摺に述べられている。ブーラへ向かう途中の四月一日、図理琛はランゲに対し、北京における交渉でのヴラディスラヴィチの態度を「その挙動は偏屈」であったと批判し、その不満をランゲにぶつけていく。図理琛はさらに言葉を続けて、

大ボクダハン（清朝皇帝のこと—瀧谷）はすべての国の人をいささかも区別してみるとところがなく、みな一様に目をかけ慈しむが、見れば、西洋人のみを貴賓の如く重んじる。汝がかつて二度来た時、聖祖皇帝は汝を西洋人とみるによりはなはだ目をかけ慈しみ、立派にもてなし厚遇して恩を施したのであつた。今回汝はサワ「リヴラディスラヴィチ」と共に来た。大ボクダハンはまたかつてのようすに汝を厚遇し恩を施したいといふ様子があつた。汝なる者は西洋人であり、身はロシア國にあつてもロシア「人」ではない。サワを見れば、一人の心の狭いむやみに事を急ぎ激しく怒る小人である。汝を彼と同様にみて恩を施こせばロシアは疑いを抱きはしまいか。もしロシアに疑いを抱かせたら汝の身に益はないのではないかと考え、汝に特に恩を施したところはない。私は主の意を熟知している。今後、汝がもし一人で来れば大ボクダハンは汝を必ずたいへん立派にもてなし、大きな恩を施すだろうということを汝考えてみよ。⁽⁸³⁾

とランゲに対して述べている。ここで述べられた内容は雍正帝がランゲに伝えるように図理琛に指示したものであるが、第三章で述べた康熙帝のランゲに対する見方を裏付ける。雍正帝としては、ヴラディスラヴィチとラン

ゲの間に楔を打ち込み、交渉を清側に有利に進めようとしたのかもしれない。しかし、この言葉は、過去二回の來華においてラングの面倒を見た図理琛が言つてこそ意味をなすものだたと言えよう。北京でのヴラディスラヴィチの態度についてさらに図理琛が非難を加えると、ラングは、ヴラディスラヴィチが中国のような大国に出使した経験がないことを指摘して、図理琛の言葉をある程度肯定している。

一行はやがてブーラに到着し、五月十六日（一七二七年六月三日）から本格的な交渉が開始されたが、その二日前の十四日に図理琛は隆科多に対し、お互にロシアに関する経験を買われて派遣されたことを指摘した後で、

先に私は必ず汝に落度を見られ、適當でないところがあつて汝は私を度々罪に落としに主に彈劾して上奏したのだろう。私に本当に悪いところがあつて、汝はそれで上奏したのかもしれない。私もまた「汝を」悪く思ひ、汝に対し恨みを抱く道理があるだろうか。主は……一切のところを貫き見通し、私は常と変わらず聖主の大きな恩を受けた。私は汝をほんの少しも「恨みに」思うところはない。⁽⁹⁴⁾ ……⁽⁹⁵⁾

と述べ、国事を成就させるため共に私念を抱かず尽力すべきことを訴えている。これに対し、隆科多は、自分も私念を抱かず努力するだけだ、と述べるに留まっている。図理琛と隆科多の関係が険悪なものだつたことはすでにカーランによつても指摘されているが、カーランはむしろ図理琛が隆科多に対して弱い立場にあつたと捉えている。しかし、この時微妙な立場に置かれていたのは隆科多であった。この図理琛の奏摺は、自分の立場を正当化しようとしたものだつたに違いない。図理琛と隆科多の確執の原因については明らかではないが、ただ次の事

実を指摘しておきたい。隆科多が罪を問われる一つのきっかけは、対ロシア交渉にも参加した吏部尚書査弼納（当時は両江総督）による彈劾にあり⁽⁹⁶⁾、査弼納は康熙五十五年四月から同六十一年まで兵部侍郎の職にあつた。一方、図理琛は康熙五十四年四月から雍正元年まで兵部郎中であつた⁽⁹⁷⁾。つまり、査弼納は六年以上図理琛の上官だったことになる。ただ、査弼納も隆科多の朋党に組していたと見られ、これに図理琛がどう関わっていたかは定かではない。また、第三章で述べたように、ランゲの北京滞在時ににおいて、隆科多は図理琛を見下す発言をしている。それがこの時点では隆科多の方が格は上だつたにせよ、共に国境画定委員として派遣されたのである。隆科多の中に穏やかならざるものがあつたことは容易に想像がつこう。

さて、このような中で、ブーラにおける交渉は始まつたが、隆科多とヴラディスラヴィチは互いの意見を譲らず、交渉は決裂寸前だつたといふ⁽⁹⁸⁾。隆科多はブーラでの交渉が始まるまで、国境画定交渉のための調査をしており、自分の立場のことも考えて、何とか清側に有利に国境画定を行おうとしたのである。また、ヴラディスラヴィチ一行がロシアから到着した際に隆科多が国境付近で出迎えたことは先に述べたが、その時すでに両者の間には嫌隙するところがあつたといふ⁽⁹⁹⁾。これに比べて副使格のランゲと図理琛の間にはかなりの信頼関係があつた。そして、図理琛は隆科多と自分との確執をランゲに漏らしたといふ。一七二七年七月一一日（雍正五年六月四日）には図理琛は隆科多の頑固なことを雍正帝に伝えることをランゲに約束し、その二日後にはヴラディスラヴィチから雍正帝にあてた同内容の手紙を受け取つたといふ⁽¹⁰⁰⁾。ランゲは北京滞在の時の経験から隆科多の性質についてよく知つていたはずであり、この二人をより険悪な状況に追い込むのはたやすかつたのではないか。ちょ

うどこの頃、北京では玉牒（皇族の系図を記したもの）私藏の嫌疑により、雍正五年六月八日（一七二七年七月一日）に雍正帝は隆科多を直ちに召還するよう命じている。⁽¹⁰⁵⁾ この命がブーラに届いたのは同年七月三日（八月八日）であつた。その後、わずか十二日たつた雍正五年七月十五日（一七二七年八月二〇日）、ブーラ条約は締結された。國理琛が策凌の意見をそのまま採用して交渉をまとめたのである。この策凌の国境に関する知識はかなり乏しかつたようであり、また、雍正帝は策凌の奏摺に対する硃批の中で、國理琛が事を急いだことを非難している。⁽¹⁰⁶⁾ 隆科多が召還された原因が、直接的には國理琛の報告によるものでないとしても、ランゲの存在がロシア側にとつていかに大きなものであったかは以上の事実から明らかであろう。

これらの交渉の過程で馬斎はどのような動きをしたであろうか。馬斎は引き続いて首席大学士の地位にあり、清側では対ロシア関係に最も精通していたが、老齢なこともあつて表面的には交渉に参加せず、陰で影響力を行使していたらしいことは第三章において述べた通りである。ヴラディスラヴィチはこの馬斎とイエズス会士パランナンを通じて知り合い、情報を得たといふ。⁽¹⁰⁷⁾ ヴラディスラヴィチはランゲを通じてパランナンと親しい関係になつたのである。パランナンは先に述べたようにランゲが最初の北京行の時に知り合つたイエズス会士である。北京滞在時の日記ではイエズス会士はほとんどその姓名が記されていないが、ランゲがパランナンと接触していくことは確実である。北京退去後、ランゲはセレンギンスクから、パランナンあてに手紙を送つている。また、この時期のラテン語文書の翻訳をほぼ一手に引き受けっていたのもこのパランナンであった。⁽¹⁰⁸⁾ 馬斎は康熙朝以来このパランナンと親密な関係にあつた。ただ、雍正朝に入つてキリスト教は事实上禁教となつており、北京のイエ

ズス会士の立場も微妙なものになっていた。⁽¹²⁾ 馬斉にとつてイエズス会士との親密すぎる関係が逆に弱みとなつてゐた可能性もあるのではないか。いずれにせよロシア側がパランナン、馬斉といった清朝政府中枢部に属する人物と関係を持つことができたのもランゲに負うところが大きかつたに違いない。馬斉とパランナンに対してもそれ一千ルーブル、百ルーブル分の贈り物が与えられたといふ。⁽¹³⁾ ランゲはアーラ条約締結後、キヤフタ条約の正式な調印を待たずにヴラディスラヴィチ等と別れて、隊商とともに北京へ向かつて出発したが、ランゲの日記によれば、ランゲは馬斉にヴラディスラヴィチからの贈り物を渡しているのである。この時、馬斉は自らランゲのもとに赴くことはせず、使いの者を派遣して用件をすましており、贈り物を受け取る際には、代わりの商品を置いていき、取り引きをしたように見せかけるなど、皇帝の目を気にしている様子がうかがえる。⁽¹⁴⁾ 前回の隊商の取り引きの際に馬斉が取つた行動と比べるとその変化には興味深いものがあろう。

おわりに

以上五章にわたる考察の結果明らかにしえた点を整理してみたい。

ランゲは最初の北京行で康熙帝の厚遇を受けて以来、継続して対清交渉に従事した。その際、ランゲは清側から「その身はロシアにあってもロシア人ではない」西洋人であるとみなされた。マンコールは、康熙帝のイエズス会士への厚遇や外国の事物への関心を、対外政策における「夷狄の活気 (barbarian vigor)」の現れであり、雍正朝以後それは中国化されていくとする。⁽¹⁵⁾ ランゲはまさに宫廷のイエズス会士達と同一視されたのであり、ラ

ングに対する清側の見方にも満洲族王朝としての清朝の特質が現れていると言えるのではないか。一七二一年の北京滞在の許可には清側のラングに対する以上のような見方が反映されていると言える。従来の研究では、このラングの北京滞在について、領事（あるいは商務代表）としてのラングの業務遂行への努力が強調され、清側の妨害によるその挫折、追放という視点でとらえられてきた。しかしながら、筆者はラングの北京滞在における収穫は、むしろ馬斉や隆科多といった清側高官やイエズス会士との接触にあつたと考える。ラングは彼等との接触を通じて、清側の政策の基本的姿勢を知り、その政策決定の過程についてもある程度の知識を得ることができた。その中でも、大学士の馬斉が理藩院尚書以上に大きな権限を持つていること、イエズス会士が清側の政策の機密に近い内容を知り得る立場にあることを認識したことは大きい。そして、何よりも彼等を含めて、隆科多・図理琛といった重要人物との間に個人的な人間関係を作ったことが注目される。この人間関係が、キヤフタ条約締結交渉の場で生かされたことは間違いない。一方、北京滞在時のラングの正規の任務は隊商貿易の監督であったが、清側の様々な妨害にもかかわらずラングはこの任務をやり遂げたのである。これも従来あまり言及されていないが注目してよい点である。ロシア側としては清側があげた隊商貿易禁止の理由の一つ—ロシア商人の不正・暴行—をクリアしたことになる。さらに、ラングは北京追放後もセレンギンスクに滞在して清側との交渉に当り、この交渉の中で清側が要求した逃亡者の一部返還が実現された。ラングの活動の一つ一つがキヤフタ条約交渉の基礎となつたと言えるのではないか。ただ、ラングの活動がキヤフタ条約締結交渉の場で具体的にどのような成果をロシア側にもたらしたか、という点については本稿では詳しく論じることができなかつた。それはロ

シア側の公文書史料集が一七一五年分までしか刊行されていないことによるのだが、これは今後の大きな課題である。

さて、ラングに対応した清朝政府内部の動きであるが、ラングが対清交渉に従事した期間は、清朝では康熙朝末期から乾隆朝にかけてである。康熙朝において対ロシア政策決定に大きな力を有していたのは大学士馬齊であった。清朝が通商停止政策を打ち出す際にも馬齊の意見が反映されていた。イストプニコフ隊商の入京及びランゲの北京滞在に反対し、ラング退去を強く主張した勢力の中心も馬齊だった。この馬齊は雍正朝に入つても大きな権力を有し、清朝の通商停止政策は継続されキヤフタ条約締結に至るのである。一方、康熙朝末に理藩院尚書として対ロシア事務に従事した隆科多はやがて雍正帝の信任を失い、交渉途中での脱落という結果になった。図理琛はキヤフタ条約締結交渉直前に北京に戻つたとはいゝ、雍正朝初期は地方官として地方に転出していたのである。馬齊にしても交渉の背後にいて影響力を行使するという姿勢がかえつてロシア側に利用される結果になつたと思われる。キヤフタ条約締結交渉の際に図理琛や隆科多を起用したことからわかるように、清側もロシアとの交渉に当る人物の選定には過去における経験を重視した。しかし、雍正朝になつてからの彼等を取り巻く情勢の変化によつて、その経験を十分生かしきることはできなかつたと言ふことができよう。ロシア側にあつてランゲが中国に関する経験を積み重ね、中国の専門家ともいゝべき存在になつていつたのに対して、清側は政策的には継続性を持ちながらも人材という面において断絶性があつたと言えるのではないか。このような対ロシア交渉をめぐる清朝政府内部の動きについては稿を改めて検討を加えたい。

註

- (1) ランゲの姓・名は文献によいで、ローンハベ、ラングのよみに記されているが、本稿ではローンハベ・ラングで統一する。
- (2) Cahen, G. *Histoire des relations de la Russie avec la Chine sous Pierre le Grand (1689-1730)*. Paris, 1912.
 (邦訳『露支交渉史序説』東亞外交史研究会訳、生垣社、一九四一)
- (3) Mancall, M. *Russia and China, their diplomatic relations to 1728*. Harvard University Press, 1971.
- (4) 『清代中俄關係檔案史料選編』第一編、北京、一九八一（以下「選編」と略称）。同書所収の史料は大部分が満文檔案からの漢訳である。筆者は一九九〇年一二月、北京の中国第一歴史檔案館において原本の満文檔案を閲覧する機会を得た。以下本稿において同書所収の史料を引用する場合は、満文から直接和訳し、かつ同書の対応頁を示すことにする。
- (5) ランゲは計六回中国を訪れ、第一回、第二回、第四回、第六回の旅行に関して日記を残している。本稿で主として利用したのは、“Laurence Lange's Journey from Petersburg to Peking in China” *The Present State of Russia*. 2vols., London, 1722, vol. II, pp.3-36 (二七)
- (6) 柳澤明「キヤフタ条約への道程—清の通商停止政策とイズマイロフ使節団ー」（『東洋学報』六九-一・一）、一九八八年所収、以テ柳澤一九八八と略称）
- (7) シафрановская, “Путешествие Л. Ланга……”參照。
- (8) Русско-Китайские отношения в XVIII веке. Материалы

и документы, том I, 1700-1725. Москва, 1978. (Экспо РКО)

(略称)

(9) 满文俄羅斯檔にあるラテン語からの翻訳文書であり、「選編」には収録されていない。【選編】三八一—三八二頁所載のロシア語からの翻訳文書では、冒頭の年号が一七一五年となっている。フジヤコフ隊商の来華時期から考えて、これは前者が正しい。後者は満文への翻訳の際に誤ったものか。

(10) 吉田金一「雍正年間に清国からロシアに派遣された一回の使節について」(『川越高校紀要』第二集、一九六四、所収) 及び同『近代露清関係史』(近藤出版社、一九七四) 一一九—一二〇頁参照。

(11) 図理琛については、今西春秋『校註異域錄』(天理、一九六四) 及び『欽定八旗通志』卷一百五十二・人物志参照。

参照。

(12) Lange's journey, pp.25-26.

(13) 『釋縲』三八一—三八二頁。

(14) 同上三八二頁。

(15) Mancall, *op. cit.*, p.203 及び Шафрановская, "Путешествие Л. Ланга……"参考。特に後者はハハケの日記における記述が少ないと理由じゝの使節

行の主要任務を中国製品の入手に置いている。

(16) Lange's journey, pp.28-29.

(17) 【選編】三七九—三八一頁所載のランゲらの帰国にあたって理藩院がシベリア県知事ガガリーンにあてた文書(满文俄羅斯檔からの漢訳)では、日付が康熙五十六年五月となっている。ところが、原本の满文俄羅斯檔によれば、この文書は同書三七七—三七九頁所載の同じく理藩院からガガリーンにあてた別内容の文書と同じ日(五月十一日)に処理されたことは明らかである。つまり、後者に付された内閣原注によつて「二件の文書」とはこの両者を指すのである。【選編】においては满文俄羅斯檔からの翻訳の場合、原本の体裁を無視して並べ変えている場合が多く、そのためいくつかの文書がまとめて処理された場合に、その最後の文書に付された内閣原注の指す内容がわかりにくくなつてゐる箇所がある。【選編】の問題点の一つであろう。

(18) Cahan, *op. cit.*, p.108. 参照。

(19) ハハケは、中国的国家の起源、その隣接する地域、清朝の中国統治、現皇帝の康熙帝、中国的宗教など、中国に関する様々な情報をその日記に記している。Шафрановская, "Путешествие Л. Ланга……"参考。

(20) Скаиков, П. Е. Очерки истории Русского китазеведения. Москва, 1977, с.30.

- (21) イズマイロフ使節団については、柳澤一九八八参考。
- (22) 「領事」を意味する語としては、普通 консул が使われ、agent は厳密には、「(商業上の)代理人」とするべきかもしない。ただイズマイロフが受けた訓令においては agent または консул と並列的に述べられた部分もあり (PKO, c.194.)' agent を「領事」と訳しても大きな問題はないであろう。一八世紀におけるロシアの領事制度について、Ульяницкий, В.А. Русские консульства за границей в XVIII веке. Москва, 1899 参照。
- (23) 柳澤一九八八参考。
- (24) 今西春秋前掲書、二二二二二二頁。
- (25) 同上、三二一八—二二二二二頁。國理琛は康熙五十四年に清のジンガル討伐のことをロシアに知らせるために派遣されてくる。【選編】二二五二—二二五七頁。
- (26) たとえば、ロシア皇帝から清の皇帝への贈り物を若山を越えて運ばねなくなつた時、國理琛は「汝、ランゲのために人々に命じよへ」とランゲに語つている。PKO, c.208.
- (27) “Записки Г.И. Унгернштадта о путешествии в Цинскую империю в 1719-1722 гг.” PKO, c.555-584., c.563. これはイズマイロフ使節団に同行した画家・彫刻家の日記である。
- (28) PKO, c.248.
- (29) tam же, c.249.
- (30) tam же, c.264. 柳澤一九八八参考。
- (31) tam же, c.268-269.
- (32) 满洲語で尚書のことを alihā amban と言へ。「北京の警備司令相、バーンの親戚」であると説明されてくる (PKO, c.231.) から、隆科多であることは間違いない。
- (33) 【清史列傳】(中華書局、一九八七) 卷十三・大臣畫一傳稿正編十。
- (34) 满洲語で侍郎のことを ashān i amban と言へ。
- (35) 「欽定八旗通志」卷二百十五・八旗大臣年表六。
- (36) 满洲語で大学士のことを alihā da と言へ。しばしば「第一大臣」と記され、以前からロシア隊商を管理して来たとされる発言をしてくるのとならぬから、この人物は馬齊であると見て間違ひない。
- (37) 吉田金一『ロシアの東方進出とネルチンスク条約』(近代中国研究センター、一九八四) 一二一四・一二三六頁。
- (38) 柳澤明「内閣俄羅斯文館の設立について」(早稻田大学大学院『文学研究科紀要別冊第一六集』哲学・史学編、一九八九、所収) 参照。
- (39) 『欽定八旗通志』卷一百四十・人物志一十。

- (40) 『釋編』 一一八九頁。また、同文書では同年五月にガーリンに送った文書（『釋編』 一一七七一一一七九頁）の内容について、「本院が大学士馬齊と会て相談した後」決定したものであると述べてゐる。
- (41) 矢沢利彦編訳『カトリック會士中國書簡集』 一一雍正編（平凡社、一九七一） 一〇九頁、同六信仰編（同社、一九七四） 一〇八頁及び一一五一六頁。
- (42) カヘンバウムとロシニアの関係について、Cahen, *op. cit.*, pp.173-177 及び Sebes, J., S. J. *The Jesuits and the Sino-Russian treaty of Nerchinsk (1684); the diary of Thomas Pereira*, S. J. Rome, 1961, pp. 79-134 参照。
- (43) Bell, J. *Travels from St. Petersburg to Pekin*. 1779-22. Edinburgh, 1965, pp.151, 152, 156.
- (44) Mancall, *op. cit.*, p.224-235.
- (45) Meng-Ssu-ming (孟瑟明), "The E-Lo-Ssu Kuan (Russian hostell) in Peking," *Harvard Journal of Asian Studies*, vol. 23, 1961, pp. 19-46 及び Widmer, E. *The Russian ecclesiastical mission in Peking during the eighteenth century*. Harvard University Press, 1976, pp. 88-94 参照。
- (46) Lange's residence ↗ Alleganba ト記されど、
轄清關係ルーラ・ハラ・トハラ
轄名
- (47) Lange's residence ドラ Alleganba ト記されど、
轄(36)参照。
- (48) Lange's residence, p.191.
- (49) *ibid.*, pp.191-192.
- (50) *ibid.*, p.203.
- (51) *ibid.*, pp.226-233.
- (52) *ibid.*, p.239.
- (53) 清朝がロシアとスカラーハーとの関係について関心を持っていたことは『異域錄』にしばしばその記述がある。参照。
- (54) Lange's residence, pp.242-243.
- (55) *ibid.*, pp.245-246.
- (56) 『欽定八旗通志』卷三五十四・八旗大臣年表十五、卷三五十八・八旗大臣年表十九、『八旗通志初集』卷一百八十五・名臣列傳四十。
- (57) Lange's residence, pp.195-196.
- (58) *ibid.*, pp.247-249.
- (59) *ibid.*, p.254.
- (60) *ibid.*, p.258.
- (61) *ibid.*, p.261.

- (62) 庫倫（イタ・トニー）との貿易についてば、柳澤明
「イタ・トニー（庫倫）貿易について」〔『叢観』〕一五、
一九八六、所取）参照。
- (63) Lange's residence, pp.264-271.
- (64) ibid., p.257.
- (65) ibid., pp.275-276.
- (66) ibid., pp.280-289.
- (67) ibid., p. 290.
- (68) ibid., pp.291-293.
- (69) PKO, c.351. 一七二一年九月廿一日セハハケニシ
モニルハ | 単く《釋摺》。
- (70) 両國のロハトムハノガルの関係についてば、
Cahen, *op. cit.*, CHAPITRE VI (邦訳第八章) 及び
Златкин, И.Я., История джунгарского ханства. Изд. 2-е.
Москва, 1983, с.226-234 《釋摺》。
- (71) Lange's residence, p.298.
- (72) ibid., p.301.
- (73) PKO, c.351-353.
- (74) Mancall, *op. cit.*, pp.233-234.
- (75) PKO, c.342.
- (76) 一七二一年六月二日セハハケの外務省への報
告、PKO, c.383.
- (77) 柳澤一九八八参考。
- (78) 『選編』四一一-四二一頁、PKO, c.389.
- (79) リの交渉の模様は柳澤一九八八に詳しき。
- (80) Бантыйл-Каменский, Н. Дипломатическое собрание дел
между Российской и Китайскими государствами с 1619 по
1792-й год. Казань, 1882, с.445-446.
- (81) Cahen, *op. cit.*, pp. 203-206.
- (82) Бантыйл-Каменский, указ. соч. с.118.
- (83) PKO, c.351-353.
- (84) там же, с. 373,383.
- (85) 註(33)参照。
- (86) 『選編』四二一七頁。
- (87) 註(39)参照。
- (88) 註(11)参照。
- (89) 四格が北京までウラトイスクゲイチに同行した。四
格については列伝等の史料がない、詳しきいとはわから
ない。『選編』四六七頁及びБантыйл-Каменский, указ.
сох., с.127 参照。
- (90) 雍正帝はロシアの事務に詳しきこと、野田じ隆科多
に受け入れた是非を判断せた。『選編』四八八頁。
- (91) Cahen, *op. cit.*, pp.213-215.
- (92) 策凌の雍正五年七月十八日付けの奏摺（『選編』五

(111) 一五二六頁) によれば、四格と國理琛がヴラディスラヴィナ一行に同行し、国境付近にいた隆科多・策凌一彼らは国境付近の予備調査を命じられていたーと合流している。四格はこの時領侍衛内大臣であったが、実際の交渉にはあまり関わらなかつたようである。Cahen, *op. cit.*, p.218 参照。

(93) 『選編』四九九一五〇一頁。

(94) 同上五〇七頁。

(95) Cahen, *op. cit.*, pp.216-217.

(96) 矢沢利彦編訳『イエズス会士中国書簡集』四社会編(平凡社、一九七四)に所収されたイエズス会士コノサンタの書簡に、この時の査弼納による上奏文の内容が記されている。(一四九一—五〇頁)

(97) 「欽定八旗通志」卷一百五十二・人物志三十一、卷一百十五・八旗大臣年表六。

(98) 註(11)参照。

(99) 査弼納に対する死刑が求刑されたが、雍正帝は、「査弼納は後進の者であり、おそれて権勢に付いたのであり、まだ良心がある」としてその罪を許してくる。

「欽定八旗通志」卷一百五十二・人物志三十一。『世宗実錄』卷四十四・雍正四年五月庚子にも同内容の記事がある。

(100) 『選編』五一五頁。策凌の雍正五年七月十八日付けの奏摺。

(101) 同上四七九頁。策凌の雍正四年十一月十日付けの奏摺。

(102) Cahen, *op. cit.*, pp.217-218.

(103) 『皇宗實錄』卷五十八・雍正五年六月癸巳。

(104) 『選編』五一五頁。あた、Баньши-Каменский, указ. соч. с. 140 及び Cahen, *op. cit.*, p.218 参照。

(105) 『選編』五一五頁及び Cahen, *op. cit.*, p.217.

(106) 『選編』五一六頁。

(107) Cahen, *op. cit.*, pp.212,215, 219.

(108) *ibid.*, pp.LXIII.

(109) 『選編』四一四頁。一七一四年一月一一日付けのランテン文からの翻訳である。内容は簡単なものだが、同文書に付された内閣原注によれば、この文書を翻訳したのは他ならぬパラノナン自身である。

(110) 矢沢利彦前掲書四社会編、一五七頁及び Cahen, *op. cit.*, pp.LXI. あた、「選編」所収の文書に付された内閣原注によつてもわかる。

(111) 註(41)参照。

(112) 雍正年間のキリスト教禁教については、矢沢利彦『中国とキリスト教』(近藤出版社、一九七一) 参照。

(113) Cahen, *op. cit.*, p.219, pp.LXIII.

(114) "Journal of Lange's Residence at Pekin in 1727-1728." Dudgeon, J. *Historical sketch of the ecclesiastical, political, and commercial relations of Russia with China*. Pekin, 1872., Appendix pp.1-18, p.13. 一七八一年

出版のルーハー語版（第四回～第六回の旅行記）から一七一七八一年の北京滞在の部分を英訳したのである。

(115) Mancall, M. *China at the Center : 300 Years of Foreign Policy*. New York, 1984. p.64. 佐々木揚「清代の朝貢システムと清時代中国の世界觀」一文。アーノールの研究に依る。〔佐賀大学教育学部研究論文集〕111回—1'、1987、1115—1'、1988'、所収）参照。